

# 民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の概要

法務省, 厚生労働省

## 1 親権の喪失の制度等の見直し

### ○ 親権停止制度の創設

(現行)  
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)[民法第834条の2]  
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

### ○ 親権喪失原因の見直し

(現行)  
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)[民法第834条]  
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

### ○ 管理権喪失原因の見直し

(現行)  
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)[民法第835条]  
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

### ○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

(現行)  
・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)[民法第834条, 第834条の2, 第835条]  
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)  
・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)[児童福祉法第33条の7]  
・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

### ○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)  
・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。  
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

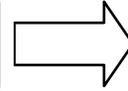


(改正後)[児童福祉法第33条の2, 第47条]  
・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。  
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

## 2 未成年後見制度等の見直し

### ○ 法人の未成年後見人の許容

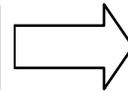
(現行)  
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)  
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。  
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

### ○ 複数の未成年後見人の許容

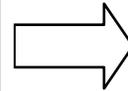
(現行)  
未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)[民法第842条削除]  
未成年後見人は、複数でもよい。  
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)  
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

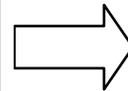


(改正後)[児童福祉法第33条の2]  
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

## 3 その他の改正

### ○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)  
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。  
・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)[民法第766条, 第820条, 第822条]  
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。  
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。  
(懲戒場に関する部分は削除)  
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

### ○ 一時保護の見直し

(現行)  
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)[児童福祉法第33条]  
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。